

平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計予算

平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,310,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成22年2月17日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 分担金及び負担金		14,000 冊
	5 負担金	14,000
10 使用料及び手数料		2,457,238
	5 使用料	2,456,348
	10 手数料	890
15 国庫支出金		972,645
	5 国庫補助金	972,645
20 県支出金		35,406
	5 県補助金	35,406
25 繰入金		2,585,900
	5 他会計繰入金	2,585,900
30 繰越金		94,000
	5 繰越金	94,000
35 諸収入		36,111
	5 延滞金加算金及び過料	10
	10 貸付金元金収入	26,199
	15 雑入	9,902
40 市債		3,115,300
	5 市債	3,115,300
歳 入 合 計		9,310,600

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		1,892,205 円
	5 下水道総務費	1,892,205
10 事業費		2,661,095
	5 下水道整備費	2,661,095
15 公債費		4,752,300
	5 公債費	4,752,300
20 予備費		5,000
	5 予備費	5,000
歳 出 合 計		9,310,600

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
都市計画決定及び公共下水道事業計画 変 更 認 可 等 委 託 費	平成23年度まで	千円 25,567
山崎下水道終末処理場 汚泥処理設備建設事業費	平成23年度まで	208,300
七里ガ浜下水道終末処理場 改 築 事 業 費	平成23年度から 平成24年度まで	1,741,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 費	千円 3,115,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。